

香川県子ども読書活動推進計画

平成24年12月

香川県教育委員会

はじめに

21世紀を担う子どもたちにとって、問題を解決する資質や能力を高めるだけでなく、他人を思いやる心や感動する心などの、豊かでたくましい心を育てていくことが大変重要です。

読書は、言葉を学び、本の中でイメージを広げるなどの経験を通して、表現力や想像力を高め、感受性を豊かなものにするとともに、子どもたちに生きる喜びや勇気、知恵を与え、多様な物の見方があることを教えることで、豊かでたくましい心を育ててくれます。

また、大切な「人」との出会いがあるように、子どもたちに優れた「本」と出会うことは、その後の成長にとって大きな力となります。

子どもたちの読書活動が積極的に行われるよう社会全体で支援するとともに、本に親しむ機会を提供し、読書環境を整備していくことが必要です。

近年、電子ゲームやインターネット、携帯電話が急速に普及したことによる、子どもたちの「読書離れ」が指摘されています。そこで本県では、平成15年に「香川県子ども読書活動推進計画」（以下、「読書計画」）を策定し、乳幼児から読書に親しむ環境づくりや、家庭、地域社会、学校など社会全体での取組を進めてきました。更に、平成20年には、それまでの取組の成果と課題を踏まえ、読書計画の改定を行い、県内の子ども読書活動の一層の推進を図ってまいりました。

県教育委員会が平成24年度に、幼児児童生徒を対象に行ったアンケート調査では、平成20年度と比べて、本を好きと答えた子どもの割合は、ほとんどの年代で増加するとともに、1ヶ月に読んだ本の冊数も概ね増加傾向にあることから、読書計画の実施による一定の成果が伺えます。しかし、中学・高校生に関しては、読書習慣の定着が十分でなく、読書の内容などに関しても、課題の残る結果となっています。

県教育委員会では、これまでの取組の成果を踏まえ、子ども読書活動が一層推進するよう、今後3年間の総合的な施策として本計画を策定しました。子どもたちが本を楽しみ、自主的に読書を行い、生涯にわたり読書習慣を身に付けられるよう、関係機関、団体等と連携・協力し、積極的に取り組んでまいります。

終わりに、計画の策定に当たり、「香川県子ども読書活動推進会議」の委員の方々から、貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し、深く感謝いたします。

平成24年12月

香川県教育委員会

目 次

第1章 子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
(1) 国の動向	1
(2) 計画策定の趣旨	1
2 基本方針	3
3 重点プロジェクトによる推進	4
4 施策体系	4
5 計画の期間	4

第2章 前計画までの取組状況

1 成果と課題	5
2 前計画で設定した努力目標の達成状況と検証	6

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的施策

重点プロジェクト	9
1 家庭における読書活動の推進	10
《家庭の役割》	10
子どもが読書に親しむ機会の提供	10
① 「 ^{にさん} 23が ^{ろくまる} 60読書運動」の推進	10
② 保護者への読み聞かせの啓発	11
③ 家庭教育講座等を通じた読書活動への理解の促進	11
④ 乳幼児健診等の機会を活用した読書活動の推進	11
2 地域における読書活動の推進	12
《地域（図書館等）の役割》	12
(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供	12
① 図書館における読書に親しむ機会の提供	12
② 公民館、児童館等における読書に親しむ機会の提供	12
③ 民間団体の活動に対する支援	13
(2) 子どもの読書活動を支えるための環境の整備・充実	13
① 公立図書館の整備・充実	13
② 人的環境の整備・充実	14
3 学校等における読書活動の推進	16
《学校の役割》	16
(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供	16
① 幼稚園や保育所における取組	17
② 小・中学校における取組	17
③ 高等学校における取組	18
④ 特別支援学校における取組	18

(2) 子どもの読書活動を支えるための環境の整備・充実	19
① 学校図書館等の整備・充実	19
② 人的環境の整備・充実	20
4 家庭、地域、学校等の連携・協力の推進	22
(1) 家庭、地域、学校相互の連携・協力の推進	22
(2) 図書館間の連携・協力の推進	23
5 啓発・広報の推進	24
(1) 「子ども読書の日」を中心とした啓発活動の推進	24
① こどもの読書週間イベントの開催	24
② 啓発・広報の推進	24
(2) 優れた取組の奨励	25
① 国、県等の表彰制度による奨励	25
② 家庭における取組の奨励	25
(3) 各種媒体による広報活動の推進	25
① ホームページを活用した広報活動の推進	25
② あらゆる機会を通じた広報活動の推進	25

第4章 推進施策の効果的な実施に必要な事項

1 推進体制	27
(1) 県の推進体制	27
(2) 市町との連携・協力体制の強化と推進計画策定の働きかけ	27
(3) 民間団体との連携・協力の促進	27
2 推進計画の進行管理	27
3 財政上の措置	27

参考資料

1 子どもの読書活動に関するアンケート調査の結果	30
2 学校における読書活動の現状	36
3 子どもの読書活動の推進に関する法律	38
4 文字・活字文化振興法	40
5 香川県子ども読書活動推進会議設置要綱・名簿	42
6 県内公共図書館等一覧	45

第1章 子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

子どもの読書活動*¹を社会全体で支援するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、国では、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、基本計画）が策定され、平成20年3月にはこの基本計画の成果を踏まえた第二期の基本計画が策定されました。

この間、平成17年7月には、読書活動に関わりの深い「文字・活字文化振興法」が成立し、翌18年には「教育基本法」が改正されました。これに伴い、平成19年6月に「学校教育法」、平成20年6月に「社会教育法」及び「図書館法」等の教育関連法の改正が相次いで行われたほか、国会の議決により、「文字・活字文化振興法」の制定・施行5周年にあたる平成22年が「国民読書年」に定められ、読書推進に向けた気運醸造のため、政官民の協力のもと、読書年にちなんだ様々な行事や取組が行われました。

(2) 計画策定の趣旨

本県では「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行を受け、「読書に親しみ、読書を楽しむ子ども」の育成を目指して、平成15年7月に「香川県子ども読書活動推進計画」（平成15年7月～平成20年3月）を策定しました。その後、平成20年2月には、「香川県子ども読書活動推進計画」（平成20年4月～平成25年3月）を策定し、県内の読書活動を推進してきました。

平成23年3月には、香川県の教育施策の長期的指針である「香川県教育基本計画」（平成23年度～27年度）を策定し、この施策体系の中で、子どもの読書活動の推進を、「豊かであらう心をはぐくむ教育の推進」に位置づけ、子どもの発達段階に応じ、学校や地域の様々な活動に取り組み、感性を高め、豊かな情操を養うとともに、読書を通して、豊かな感受性や表現力、創造性の育成などを目指すこととしています。

推進計画に基づき、乳幼児から読書に親しむ環境づくりや、家庭、地域社会、学校など社会全体で取組を進めるとともに、子どもの読書活動の意義や重要性について、県民の理解と関心を深めていく施策を過去10年にわたり推進してきました。さらに、計画の効果的な実現を図るため、具体的な数値目標を設定し、毎年、「香川県子ども読書活動推進会議」において、施策の実施状況や努力目標の達成状況を報告し、効果的な推進を図れるよう検討協議を行ってきました。

その結果、子どもの読書活動を取り巻く環境の改善は大きな前進がみられ、幼少期や小学生における読書量は大きく増加しました。一方、学年が上がるほど読書量が減少するという状況はあまり改善されておらず、さらなる取組をしていく必要があります。

読書活動*¹

子どもが本を読むことはもちろん、絵本を見たりお話を聞いたりすること、読書会や朗読会等に参加すること、また、読書感想文の作成・同コンクールに参加することなど、子ども自身が読書にかかわりをもつ活動のこと

今回の策定は、これまでの計画の取組の成果と新たな課題を整理し、本県における子どもの読書活動をより一層推進するために、子ども読書活動の意義と今後の香川県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示したものです。

2 基本方針

本県における実態を踏まえた上で、「読書に親しみ、読書を楽しむ子ども」の育成を目指して、次のことを基本方針として取り組みます。

(1) 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境づくりに配慮するとともに、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要です。

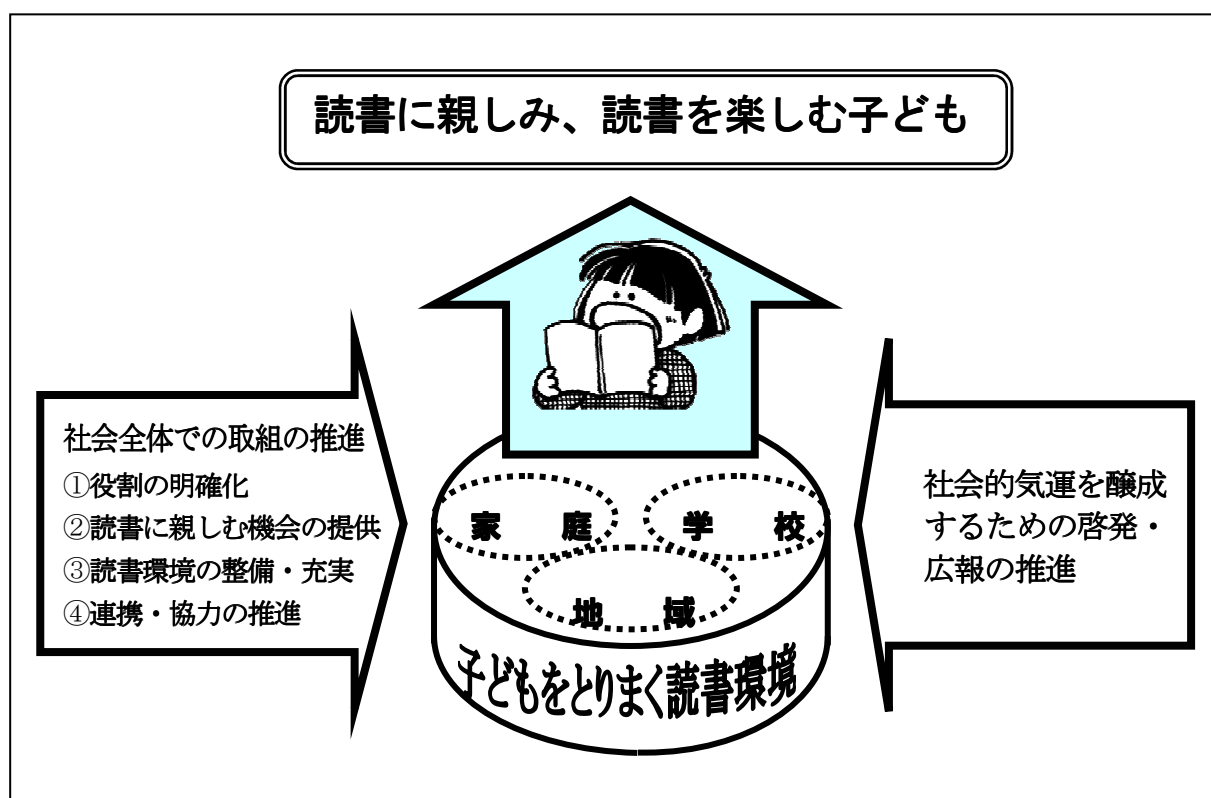
そのために、次の観点から子どもの読書活動の推進に取り組みます。

- ① 家庭、地域、学校が担うべき役割を明確にし、それぞれが担うべき役割を果たすことができるよう努めます。
- ② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めることができるよう、子どもが読書に親しむ機会を提供するよう努めます。
- ③ 子どもの読書活動を支えるため、施設・設備や人的環境の整備・充実に努めます。
- ④ 家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して取り組むよう努めます。

(2) 社会的気運を醸成するための啓発・広報の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、県民の間に広く理解と関心を深める必要があります。

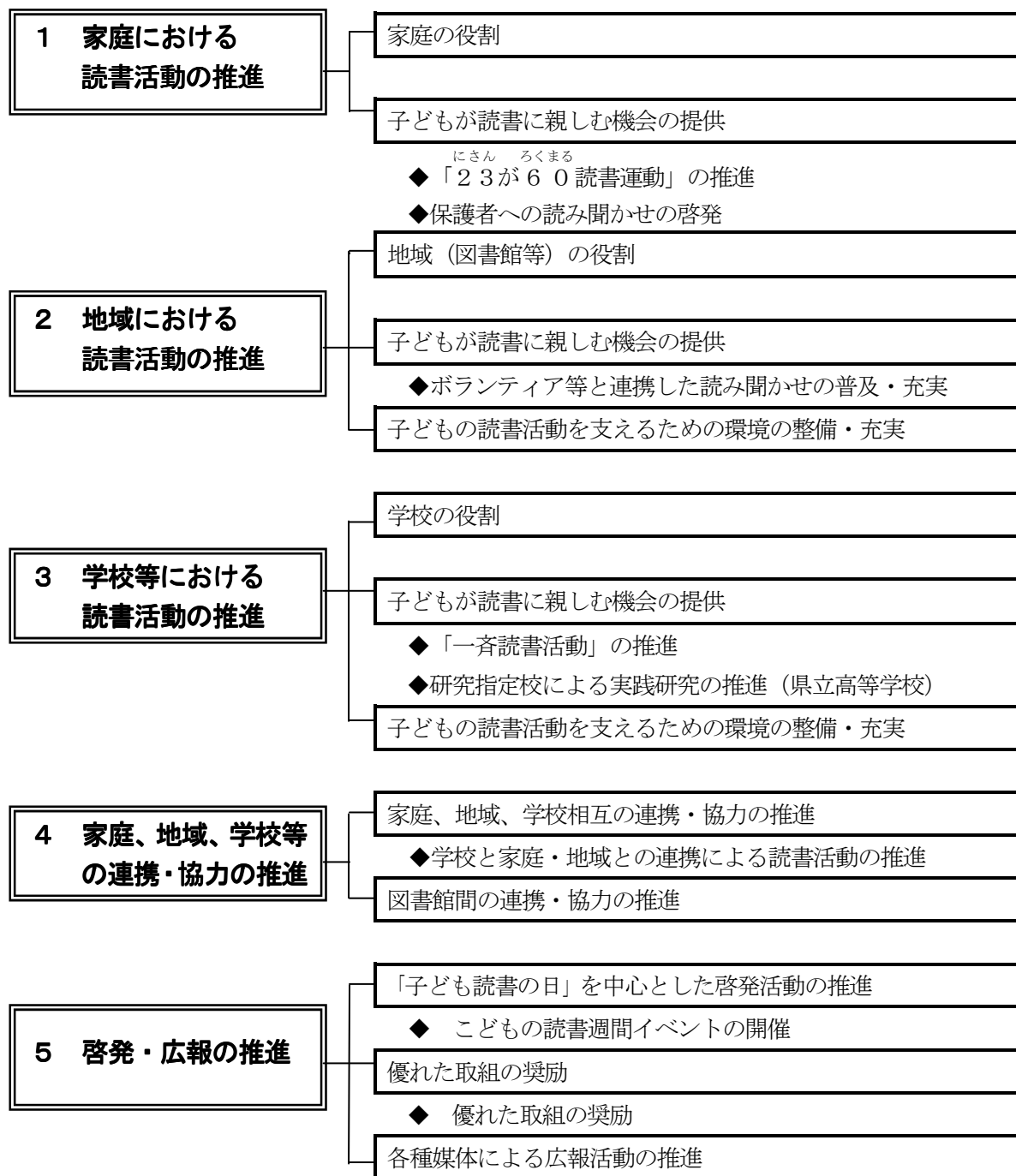
このような観点から、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運を醸成するため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めます。



3 重点プロジェクトによる推進

本県の実態を踏まえ、基本方針に基づき、施策を総合的かつ計画的に実施していく上で、より効果的な推進を図るため、重点プロジェクトを設けて取組を進めます。

4 施策体系（◆は重点プロジェクト）



5 計画の期間

平成25年度から27年度までの3年間とします。

第2章 前計画までの取組状況

1 成果と課題

平成15年7月に策定した「香川県子ども読書活動推進計画」（平成15年7月～平成20年3月）の計画期間中、家庭、地域、学校で、それぞれが担うべき役割を認識し積極的に活動したことで、公立図書館における読み聞かせ実施率の上昇、目標を大幅に上回る読書ボランティアの増加など「読書に親しみ、読書を楽しむ子ども」を育てる環境の改善に大きな前進がみられました。

平成20年2月には、「香川県子ども読書活動推進計画」（平成20年4月～平成25年3月）を策定し、引き続き県内の読書活動を推進してきました。この間、県内全ての図書館において定期的な読み聞かせ、おはなし会が実施されるようになったほか、幼児から小学生までの読書量は順調な伸びを示し、読書頻度に関しても高い割合で推移するなど、一定の成果が見られました。

また、これまでの計画を通じて、各分野の方々の熱心な普及・啓発活動で、幼少期からの読書の習慣が子どものこれからの人生にとり、いかに大切かということに、多くの県民から理解と関心を示していただけるようになりました。特に、ボランティアとして、たくさんの方が地域の図書館や学校などと連携し、読み聞かせやブックスタート*²事業などで活動するようになったことは、読書が好きな幼児や小学生を増やす大きな要因になったと考えられます。

平成15年度から読書数が大きく増加した幼児や小学生に比べて、中学生、高校生と学年が上がるほど読書量が減少し、本を読まない割合が高くなるという状況は依然続いています。ただ、これまでの活動で、本を読むことが好きな子どもの割合は、中学生で9ポイント、高校生で14ポイント増えています。中学・高校生に対しては、今後も本を好きな子どもを増やしていくとともに、実際の読書量の増加につながるよう計画的に社会全体で読書活動の取組を進めていく必要があります。

ブックスタート*²

乳幼児健診の機会に、赤ちゃんと保護者に対し親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動

2 前計画で設定した努力目標の達成状況と検証

前計画では、5つの推進施策のうち、4つの推進施策において数値で努力目標を設定し、それを検証することで計画の進行管理の参考としました。達成されなかった目標は、今回の計画においても引き続き達成を目指します。

なお、各推進施策の「現状と課題」については、第3章で個別に掲載しています。

(1) 家庭における読書活動の推進

○ 家で、読み聞かせ、または読書を週1回以上行っている子どもの割合 (%)

対 象	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H24年度 努力目標
幼 児(3～5歳)	86	90	88	85	86	87	90
小学生(1～3年)	76	77	80	81	84	87	85
小学生(4～6年)	65	63	70	70	74	74	75
中学生(1～3年)	45	42	40	44	45	41	55
高校生(1～3年)	30	24	27	28	34	32	50

- ・幼児（3～5歳）では、平成20年度に目標数値を達成。その後、若干の増減が見られるものの、概ね目標数値に近い数値で推移しており、読書習慣が定着しているものと思われます。
- ・小学生（1～3年生）は、計画最終年である平成24年度に目標数値を達成し、（4～6年生）に関してもほぼ目標数値を達成しています。
- ・中学・高校生では、順調に数値は上がってきましたが、平成24年度には数値が下がる結果となっています。
- ・学年が上がり、部活動や学習などに要する時間が増えるほど、家庭で読書をする子どもの割合は減少しています。また、インターネットの普及やICT技術の向上により、家庭でのパソコンや携帯電話の利用時間が増えています。こうした状況を踏まえ、中学・高校生になっても読書習慣が定着するよう、今後も家庭、地域、学校が一体となって取り組む必要があります。

(2) 地域における読書活動の推進

○ 公立図書館における読み聞かせ、おはなし会の実施率 (%)

項 目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H24年度 努力目標
実 施 率	93	90	93	93	93	100	100

- ・平成24年度には、新たに2館で読み聞かせ、おはなし会が実施されるようになり、公立図書館30館すべてで読み聞かせ、おはなし会が実施され、目標数値を達成しました。

(3) 学校等における読書活動の推進

○ 「一斉の読書活動」を週1回以上実施している学校の割合 (%)

対 象	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H24 年度 努力目標
小 学 校	94	95	—	96	—	99	100
中 学 校	69	74	—	72	—	75	100
高 等 学 校	47	40	42	44	50	53	80
特別支援学校	71	83	83	92	92	89	100

※特別支援学校については、小学部、中学部、高等部別に集計

※小学校、中学校については、隔年調査のため、平成21、23年度の数値なし

- ・小学校での実施率は99%にのぼり、ほとんどの小学校で週1回以上「一斉の読書活動」を行っています。平成19年度と比較すると、5ポイント増え、小学校での読書指導の充実が伺えます。
- ・中学校では、75%の学校が実施しており、平成19年度と比較すると6ポイント増えています。目標数値に向けて、さらなる取組の推進が望まれます。
- ・高等学校では、53%にとどまっていますが、様々な学科があり、「一斉の読書活動」の導入が難しい場合もあるため、それぞれの学校の特色を出しながら読書活動に取り組んでいます。
- ・特別支援学校では、幼児児童生徒一人ひとりの障害の特性や発達段階に応じた読書活動を工夫しています。また、週1回以上実施している割合も、平成19年度71%であったものが、平成20年度からは80%を超えています。

○ 「学校図書館図書標準^{*3}」を達成している学校の割合 (%)

対 象	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H24 年度 努力目標
小 学 校	57	62	—	68	—	81	70
中 学 校	65	69	—	69	—	64	70

※調査は前年度末の蔵書冊数に基づく

- ・「学校図書館図書標準」を達成している学校数の割合は、平成19年度調査から小学校では24ポイント増え、中学校では1ポイント減っています。小学校における増加は、学校図書館の図書の整備が進んだほか、特別支援学級数の減少が影響しているものと思われます。また、中学校において割合が減少しているのは、特別支援学級が急増したためと考えられます。平成22年度調査の全国平均（小学校51%、中学校43%）と比べて充実しており、徐々に蔵書の整備が進められています。

学校図書館図書標準^{*3}

公立の義務教育諸学校において学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの

【例】

校種	学級数	6学級	12学級	18学級	24学級
小 学 校		5,080	7,960	10,360	11,560
中 学 校		7,360	10,720	13,600	15,520

- ・今後とも、市町に対して、学校図書館図書標準が早期達成できるよう計画的な整備を促します。

(4) 家庭、地域、学校等の連携・協力の推進

○ 読書ボランティア等の協力を得て読書活動をしている学校の割合 (%)

対 象	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H24 年度 努力目標
小 学 校	75	78	—	79	—	86	90

- ・読書ボランティア等の協力を得て読書活動をしている学校の割合は、平成19年度から11ポイント増加し、86%となっています。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的施策

重点プロジェクト

◆ 「^{にさん}23が^{ろくまる}60読書運動」の推進 《10P》

家庭での読書習慣が定着するよう、4月23日の「子ども読書の日」にちなみ、毎月23日を含む週（日曜日から土曜日）を「^{にさん}23が^{ろくまる}60家庭読書週間」と位置づけ、子どもがいる家庭において、家族で一緒に、その1週間に合計60分以上を目標に読書活動に取り組む運動を展開します。

◆ 保護者への読み聞かせの啓発 《11P》

家庭における読書習慣の更なる定着を図るため、幼稚園、保育所などにおいて、読み聞かせの啓発講座を実施し、乳幼児期からの読み聞かせの必要性や読書活動の重要性、読み聞かせのノウハウ等について保護者が学ぶ機会を提供します。

◆ ボランティア等と連携した読み聞かせの普及・充実 《12～13P》

民間団体やボランティアが行う子どもの読書活動を推進するための自主的な活動を支援するなど、現在、各地域でボランティア等との連携により実践されている読み聞かせが、さらに普及・充実していくよう努めます。

◆ 「一斉読書活動」の推進 《16～18P》

県内の幼稚園・保育所、小・中・高等学校及び特別支援学校の全学校を通して、朝の読書活動など一斉に読書に親しむ時間を週1回以上設けるなど、子どもの読書活動を推進します。

◆ 研究指定校による実践研究の推進（県立高等学校） 《18P》

読書活動の推進に関する研究指定校による実践研究を進め、その成果を広く県内の各学校に普及させることを通して、子どもの読書活動を推進します。

◆ 学校と家庭・地域との連携による読書活動の推進 《22P》

子どもの読書活動を支援していくため、学校が保護者や地域のボランティア等の協力を得ながら行う読書活動を推進します。

◆ こどもの読書週間イベントの開催 《24P》

4月23日～5月12日の「こどもの読書週間」を中心に、市町、学校及びボランティア団体等と連携した全県的な読書啓発イベントを開催し、県民の間に広く子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を深めるよう努めます。

◆ 優れた取組の奨励 《25P》

子どもが読書に積極的に親しむよう創意工夫した特色ある取組を行っている家庭を表彰し、その取組を広く県民に紹介します。

1 家庭における読書活動の推進

《家庭の役割》

家庭は子どもの生活の場の基本であり、子どもが日常生活の中で自然に読書に親しむことができるよう環境を整備していくことが重要です。

家庭においては、子どもの発達に応じて、読み聞かせや一緒に本を読むなど工夫して子どもが読書と出会うきっかけを作ったり、「読書の時間」を設けるなどして、読書が日常生活の中に位置づけられ継続して行われるよう保護者が配慮していくことが重要です。

また、保護者自身が読書活動の価値を認識し、読書に積極的に親しみ、本の楽しさを親子で語り合うなど、読書に対する興味や関心が自然に高まるような環境づくりも大切です。

子どもが読書に親しむ機会の提供

【現状と課題】

家庭における読書活動の取組や読書活動の大切さを啓発資料等により紹介し、読書が家庭生活の中に位置づけられるように、読書活動に関する普及に努めています。また、家庭教育に関する様々な講座等を通じて、家庭での読書の重要性についての理解の促進を図ったり、乳幼児健診時等に絵本を通して親子で楽しい時間を分かち合うブックスタート事業を実施する市町も75%を超えています。

今後も引き続き、読書が生活の中に定着するよう、子どもの読書活動の意義や重要性についての理解をさらに促進する必要があります。

【具体的な取組】

① 「23が60読書運動」の推進

家庭での読書習慣が定着するよう、4月23日の「子ども読書の日」にちなみ、毎月23日を含む週（日曜日から土曜日）を「23が60家庭読書週間」と位置づけ、子どもがいる家庭において、家族と一緒に、その1週間に合計60分以上を目標に読書活動に取り組む運動を展開します。

- 各種広報媒体を活用して、23が60読書運動が広く家庭に普及していくよう努めます。
- 「こどもの読書週間（4.23～5.12）」及び「10.23～秋の読書週間（10.27～11.9）」を「23が60読書運動」強調週間とし、毎週、家族と一緒に合計60分以上を目標に読書活動に取り組む運動を展開します。
- 家庭で読書に積極的に親しむよう創意工夫した特色ある取組を募集し、広く県民に紹介するなどして読書活動を奨励します。

② 保護者への読み聞かせの啓発

- 家庭における読書習慣の定着を図るため、ボランティア団体等と協力し、乳幼児期からの読み聞かせの必要性や読書活動の重要性、及び読み聞かせのノウハウ等について、県内の幼稚園、保育所において、保護者を対象とした啓発講座を実施します。
- 家庭で読み聞かせを行う際に、絵本を選ぶ参考にしてもらうため、県教育委員会や県立図書館のホームページにおいて、読み聞かせに適した絵本の紹介を行います。

③ 家庭教育講座等を通じた読書活動への理解の促進

- 県や市町、ボランティア等が実施する家庭教育に関する講座や親子が触れ合う機会に、乳幼児期からの読み聞かせの必要性や読書活動の重要性、及び読み聞かせのノウハウ等について紹介し、家庭において日常的な取組が推進されるよう促します。
- 幼稚園、保育所、小学校、中学校の子どもを対象に配布する家庭教育啓発月間（7月）案内チラシに読書の重要性等を掲載し、読書活動へのきっかけづくりに努めます。
- さぬきこどもの国で、保護者が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に読書をしたりして、読書活動を通じての家族団らんをもつよう働きかけます。

④ 乳幼児健診等の機会を活用した読書活動の推進

- 絵本の読み聞かせの必要性などについて、乳幼児健診の場などを活用し、地域のボランティア等と連携・協力した啓発活動が推進されるよう促します。
- すべての子どもと保護者に対し親子で一緒に本を楽しむことの大切さを伝えられるよう、絵本をプレゼントする運動であるブックスタートの取組等の普及促進に努めます。

《努力目標》

◎家で、読み聞かせ、または読書を週1回以上行っている子どもの割合			
幼 児(3～5歳)	平成24年度：87%	→	平成27年度：90%
小学生(1～3年)	平成24年度：87%	→	平成27年度：90%
小学生(4～6年)	平成24年度：74%	→	平成27年度：80%
中学生(1～3年)	平成24年度：41%	→	平成27年度：55%
高校生(1～3年)	平成24年度：32%	→	平成27年度：50%

2 地域における読書活動の推進

《地域（図書館等）の役割》

地域では、公立図書館や、公民館、児童館といった子どもにとって身近な場所で読書ができる環境を整備していくことが重要です。こうした施設は、子どもが本と出会い読書を楽しんだり、保護者が気軽に相談できる場所として、その体制整備に努めるとともに、公立図書館を中心に読書活動に関する情報を広く発信したり、読み聞かせやおはなし会の実施、読書団体・グループへの支援など、読書活動の普及・啓発に努めていくことが求められています。

また、ボランティア団体等は、読み聞かせをはじめ地域での自主的な活動を通して、子どもが読書に親しむ機会を提供しており、今後ともその役割が期待されています。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供

【現状と課題】

県内の全ての公立図書館で、子どもが本に親しむきっかけとなるおはなし会が定期的で開催されています。おはなし会は子どもに本の魅力を伝える機会として大きな役割を果たしています。

今後も読書を子どもの身近なものとして定着させるため、公立図書館をはじめとする地域の施設と、ボランティア団体等が連携しながら子どもが本に親しむ環境を整えていく必要があります。

【具体的な取組】

① 図書館における読書に親しむ機会の提供

- 子どもの多様な興味に応えることができるよう、幅広い分野の本をよく選んで収集するよう努めます。また、ブックリストを作成・提供するなど、子どもの発達に合わせて、良い本と出会えるよう支援します。
- 職員とボランティアが協力して、おはなし会を定期的実施し、絵本の読み聞かせやストーリーテリング*4、紙芝居の上演などを通して、子どもに読書の楽しさを伝え、本に親しむ環境づくりに努めます。
- 「こどもの読書週間（4.23～5.12）」には、子どもに読書活動の楽しさを味わってもらうためのイベントを開催して、子どもと保護者が読書への関心を深めることができるよう積極的に努めます。
- 障害のある子どもや地域に在留する外国人の子どもなど、図書館を利用しにくい子どもたちにも、それぞれにふさわしいサービスの充実に努めます。

② 公民館、児童館等における読書に親しむ機会の提供

- 公民館、児童館において、図書室の自由閲覧や希望図書貸出しの実施等、子どもが自由に読書に親しむことができる体制が整備されるよう促します。

ストーリーテリング*4

公立図書館などで、職員やボランティアが昔話や創作などを覚えて子どもたちに語って聞かせること

- 保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動が一層推進されるよう促します。

③ 民間団体の活動に対する支援

民間団体による読み聞かせやおはなし会など、子どもの読書活動を推進する活動がさらに広がり充実していくよう支援します。

- 子どもの読書活動を推進する活動として、公共性が高いと認められるものについては、図書館や公民館、児童館など公共施設の利用に便宜を図るよう働きかけます。
- 県立図書館では、ボランティア団体等の民間団体を対象に子どもの読書活動に関する相談に応じるとともに、研修の機会を提供します。また、団体の活動をより充実させるためのネットワークづくりや、自主的な相互研修を支援します。
- 「(公財) 明治百年記念香川県青少年基金」や、国の「子どもゆめ基金」(独立行政法人国立青少年教育振興機構)等の助成制度を活用しながら、民間団体が行う子どもの読書活動の支援を図ります。

(2) 子どもの読書活動を支えるための環境の整備・充実

【現状と課題】

公立図書館では、子どもが読書の楽しさを知り、本から様々な知識を得ることができるよう、幅広い分野の本や情報を収集することが求められています。また、地域における読書活動の中核施設として、子どもの読書活動に関する情報を発信していくことが必要です。

今後も公立図書館がそれぞれの地域で役割を果たしながら、互いに連携して子どもの読書活動を推進していくため、司書をはじめとする専門職員の配置を継続して促すとともに、職員やボランティアなどの研修に努めていく必要があります。

【具体的な取組】

① 公立図書館の整備・充実

ア 県立図書館の図書館資料と設備の整備・充実

- 児童資料部門では、子どもが読書の楽しさを知り、本を通して知識、想像力を豊かにすることができるように必要な資料の整備・充実に努めます。
- 児童書を解説した本や、読み聞かせやストーリーテリング等の技術を学ぶ資料となる本についても収集します。
- 地域に在留する外国人の子どもたちのために、外国語で書かれた児童書・絵本や外国語に翻訳された日本の絵本なども収集します。
- 読み聞かせなどを通して読書の楽しさを知った子どもたちが、学年が上がっても継続して読書に親しむことができるように中学・高校生を対象とした資料を収集し、本の紹介や読書案内などのサービスの充実に努めます。
- 乳幼児と保護者がふれあいながら利用できる「親子読書コーナー」の充実や、書架の高さの工夫など、すべての子どもが利用しやすい読書環境の整備に努めます。また、司書が読書相談や本の紹介を行うなど、家庭での読み聞かせを支援します。
- 障害のある子どものために、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等を収集したり、図書館利用の際の介助などを行い、子どもの障害の種類や程度に応じた図

書館サービスに努めます。

イ 市町立図書館等の図書館資料等の整備・充実への支援

- 県立図書館で、市町立図書館等に次のような支援を行います。
 - ・ 県立図書館の資料を地元の市町立図書館等を通じて利用できる協力貸出サービスの充実を図ります。
 - ・ 市町立図書館等の資料では十分な調査・回答が困難なレファレンス*⁵への協力や、図書館サービスに関する助言・研修を行います。
- 中学・高校生を対象としたコーナーの設置や、長期休暇などの各種機会を捉えた、本の紹介や読書相談などの読書啓発を行うよう促します。

ウ 情報化の促進

- 県立図書館では、県内図書館ネットワークの中核施設として、ホームページで各種の電子サービスを実施します。
 - ・ 所蔵資料の検索や新着図書案内のほか、おはなし会等のイベント情報など、図書館サービスと連動した多様な情報提供を行います。
 - ・ リンク集を編成し、県内外の図書館情報の提供を行います。
 - ・ メールによるレファレンスや意見の受付・回答を行います。
 - ・ 県立図書館で作成した広報誌や各種ブックリストをホームページで公開するなど、図書館と利用者を結ぶサービスを提供します。

エ 市町立図書館等の整備の促進

- 図書館未設置町に対して、図書館が果たす役割の重要性についての認識を深めてもらうための指導・助言等を行い、図書館設置の気運を醸成し、その整備を促します。
- 公立図書館の設置市町に対しては、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年文部科学省告示第132号)に基づき、その実態に応じて、児童室や児童コーナーなど子どもが読書を行うために必要なスペースと十分な本が確保されるよう促します。
- 各市町の地域の実情に応じて、分館や公民館図書室の整備、及び各種施設に図書コーナーを整備するなど、住民の要望に応えられる読書環境の整備が図られるよう促します。

② 人的環境の整備・充実

ア 司書の研修等の充実

- 公立図書館には専門的なサービスを行う司書の配置が重要であることから、すべての公立図書館へ司書が配置されるよう促します。
- 専門職員の司書は、本についての豊富で多様な知識と、子どもを豊かな読書の世界へ導く技術等が必要であることから、各種研修会を実施し、資質の向上を図ります。

レファレンス*⁵

利用者の質問や相談などに、司書が所蔵資料等を活用して調査し、資料や情報の提供などを行う図書館サービス

イ 地域の人材の活用

- おはなし会等、子どもと本を結びつけるための技術・知識を備えたボランティアの活動が盛んになっています。こうした活動をさらに充実させるため、子どもの読書活動に関する研修の機会の提供に努めます。また、ボランティア団体によるネットワークづくりや、自主的な相互研修を支援します。
- 公立図書館では、地域で活動するボランティア団体の活動状況を把握し、おはなし会等を開催しようとする学校や、福祉施設、企業などの求めに応じて情報を提供するように促します。

《努力目標》

◎公立図書館における中学・高校生を対象とした、読書コーナーの設置や読書啓発の実施率

平成24年度：79% → 平成27年度：100%

3 学校等における読書活動の推進

《学校の役割》

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、学校は、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。

また、各教科、特別活動*⁶、総合的な学習の時間*⁷を通じて、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動を展開していくためには、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが大切です。

平成21年度から実施されている新しい幼稚園教育要領に基づき、幼稚園においては「言葉」に関する指導として、絵本や物語などに親しみ、言葉による感覚が養われるようにすることが強調されています。小学校で平成23年度から、中学校で平成24年度から、高等学校では平成25年度入学生から全面実施される「新学習指導要領」では、言語能力の育成と、各教科等における言語活動の充実を図る観点から、授業において学校図書¹の計画的な利活用を図り、教育活動全体を通じ、読書活動を推進していくことが求められています。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供

【現状と課題】

幼稚園や保育所においては、日々の読み聞かせや絵本の貸出し、定期購読等を通して、絵本や物語、図鑑等に親しませる取組が行われています。小・中学校においては、一斉読書の時間の設定、読書集会や読書週間、23が60読書運動への参加など、児童生徒に読書習慣を身に付けさせたり、読書意欲を高めさせるための取組が進められています。高等学校においては、「読書活動推進研究指定校」を設置し、読書活動が広範に行われるようにするための具体的な方法等について実践研究を行うとともに、各校の実態に応じて、一斉読書の時間を設定したり、総合的な学習の時間等における調べ学習に取り組むなど、生徒の主体的・意欲的な読書活動を充実させるための取組が進められています。

今後は、一斉読書の内容の充実、推薦図書や必読書の選定、学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開等、幼児、児童生徒の読書習慣の確立に向けた取組をさらに推進する必要があります。

特別活動*⁶

小学校では、「学級活動」、「児童会活動」、「クラブ活動」及び「学校行事」をいう

中学校では、「学級活動」、「生徒会活動」及び「学校行事」をいう

高等学校では、「ホームルーム活動」、「生徒会活動」及び「学校行事」をいう

総合的な学習の時間*⁷

地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など、創意工夫を生かした教育活動を行うもの

【具体的な取組】

① 幼稚園や保育所における取組

幼稚園や保育所においては、毎日のように絵本や物語の読み聞かせ等を行っており、さらに子どもが読書に親しむための取組が充実するよう促します。

ア 読書の楽しさとの出会いのための工夫

- 絵本や物語の読み聞かせ等では、幼児が興味を持ち、想像を豊かに広げられるような題材選びや指導方法の工夫を、幼児一人ひとりに応じて行うとともに集団で楽しむ雰囲気を作る工夫を促します。
- 幼児が主体的に絵本や物語に親しんでいけるような、興味・関心、発達等に応じた絵本の選定、それを幼児の目の高さに置くなど、落ち着いてじっくりと見ることができる図書スペースの設置等を促します。

イ 読書を多様で日常的なものにする工夫

- 絵本などへの興味を家庭でも広げ、活かしていけるよう、保護者との情報交換や読み聞かせなどに関する助言を行うよう促します。
- 幼稚園や保育所での読み聞かせに未就園児や保護者なども参加してもらうなど、子育て支援の中で保護者の理解を深めながら、幼児がより読書を楽しめるような工夫を促します。
- 小・中・高校生が、交流活動において、幼稚園や保育所の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう促します。

② 小・中学校における取組

ア 読書指導の充実

小・中学校においては、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切です。

- 一斉読書活動（「朝の読書」など）や読み聞かせなどの取組を継続して実施するよう一層の充実を図ります。
- 学校において推薦図書目録を作成したり、図書館以外にも図書コーナーを設けたり、卒業までに一定量の読書を行うことを推奨するなど、各学校が独自の読書目標を設定することにより、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促します。
- 各教科、総合的な学習の時間等を通じて、文学的文章だけではなく、新聞や科学雑誌などを含め、多様な種類の読み物に親しめるように促します。
- 子どもたちに読んでもらいたい推薦図書目録を策定し、近現代の名作や古典的な作品の読書を勧めるなど、読書内容の質の向上を図ります。

イ 児童生徒の自主的活動の促進

- 児童生徒が、新しい蔵書や推薦図書の選定、読書目標の設定、校内表彰、「図書館だより」の編集などに参画できるよう促します。
- 各教科の学習や総合的な学習の時間の中で、児童生徒が自主的に調べ学習や読書活動に取り組めるよう促します。

③ 高等学校における取組

ア 読書指導の充実

高等学校においては、各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間など様々な教育活動を通じて、生徒の主体的・意欲的な読書活動を充実させることが大切です。

- 学校における推薦図書目録の作成、特定の時期や学年単位での一斉読書活動、設定した期間に一定量の読書を推奨する取組のほか、図書室以外の場所への図書コーナーの設置や、学級文庫の充実など、各学校の実態に応じた取組を推進します。
- 近現代の名作や古典的な作品の読書を勧めるなど、読書内容の質の向上を図ります。
- 県立高等学校に「読書活動推進研究指定校」を設置し、各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間などの学習活動の中で、調べ学習等のための読書活動がより広範に行われるようにするための具体的な方法等について実践研究を行い、研究成果の普及に努めます。

イ 生徒の自主的活動の促進

- 生徒が、学校図書館の新しい蔵書の選定に主体的に参画していくようにするとともに、図書委員を中心とした生徒の自主的な取組がより一層創意工夫したものとなるよう促します。また、親しみやすい学校図書館づくりに努めます。
- 総合的な学習の時間等の中で、すべての生徒が自主的に調べ学習や読書活動に取り組み、幅広い知識や豊かな教養を身に付ける取組を促進します。

④ 特別支援学校における取組

ア 読書指導の充実

特別支援学校においては、一人ひとりの幼児児童生徒の生活年齢や発達年齢、さらに障害の状態や特性に応じて題材を選び、興味・関心を持って、習慣的に読書に親しむことができるような環境を各学校で整備していくことが大切です。

- 読書のいろいろな楽しみ方を知ったり、その楽しさを友達と共有したりする場として、読み聞かせ等の一斉読書活動を、学校全体の取組として一層推進します。
- 選書、教材教具の工夫、視聴覚機器やタブレット型端末等 I C T の活用、点字資料、手話や字幕入りの映像資料、パネルシアター等の充実に努め、幼児児童生徒が読書活動に参加できる環境を整えます。
- 学校図書館においては、蔵書の量と内容の充実に努めるとともに、幼児児童生徒が心地よく、落ち着いて読書できる場所にするため、十分なスペースを確保し、機の配置や掲示物を工夫するなど環境整備に努めます。

イ 児童生徒の自主的活動の促進

- 個に応じた読書の方法や内容について、家庭と共に検討し、連携して取り組むことで、読書が、幼児児童生徒の余暇の充実につながるように支援します。
- 学校卒業後の余暇活用も視野に入れ、居住地にある図書館を積極的に活用するための学習に取り組むよう努めます。
- 中・高等部では、生徒会活動に図書館活動を取り入れ、本の整理、貸出しなど生徒の自主的活動を促進します。

(2) 子どもの読書活動を支えるための環境の整備・充実

【現状と課題】

学校図書館では、蔵書の整備が進められており、学校図書館図書標準達成率は小・中学校ともに全国平均を大きく上回っています。また、蔵書のデータベース化は、全校種ともに6割以上の学校で行われています。公立図書館や移動図書館を利用して蔵書不足を補ったり、新刊書への対応をしている地域も増えています。

各学校においては、様々なスペースを活用して蔵書を配置するなど、読書に親しみやすい環境づくりが行われています。

12学級以上のすべての公立小中学校、すべての県立学校に司書教諭を配置しており、11学級以下の公立小中学校においても少しずつ配置が進んでいます。また、市町で雇用する学校図書館に携わる職員や、保護者やボランティア等の協力を得ながら、図書室の整備や読書活動の推進が図られています。

引き続き、司書教諭の配置等人材の確保や協力体制づくりに努めるとともに、読書環境の整備が一層進むよう、学校関係者の意識の高揚を図ることが重要です。

【具体的な取組】

① 学校図書館等の整備・充実

学校図書館は、児童生徒の読書活動や読書指導の場として、さらには想像力を培い豊かな心を育む読書センターとしての機能と、児童生徒が自発的、主体的に学ぶ学習情報センターとしての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。

学校図書館がこうした役割を果たすためには、児童生徒が気軽に利用できる魅力ある場所にしていくことが大切です。

ア 図書資料の計画的整備

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心に応える魅力的な図書資料を整備・充実させていくことが必要です。また、各教科・科目、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくために、学校図書館を充実していくことが求められています。

○ 国の「公立義務教育諸学校の学校図書館図書整備に関する新たな5か年計画」により、平成24年度から平成28年度までの5年間で、毎年約200億円、5年間で計約1000億円（増加冊数分：約430億円、更新冊数分：約570億円）の地方財政措置が講じられています。これに基づき、各市町において学校図書館図書資料の計画的な整備が図られるよう働きかけます。

○ 高等学校においても図書資料の計画的な整備が図られるよう努めるとともに、私立学校においても図書資料の整備が図られるよう促します。

イ 読書スペース等の整備

小・中学校においては、学校図書館について読書スペースの整備が進められるよう、余裕教室等を学校図書館に改修する場合には国庫補助が行われているほか、校舎の新增改築の際の国庫補助基準面積の改定を行うなど措置が講じられています。

○ 各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備等を促します。

○ 幼稚園や保育所においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、

利用しやすく、くつろぎ楽しむことのできる図書スペースの確保に努めるよう促します。

- 県立高等学校においても、引き続き、校舎の改築の際に読書スペースの確保等を図ります。

ウ 情報化の推進

学校図書館が学習情報センターとしての機能を果たすために、小・中学校においては、国の「学習指導に用いる公立学校の教育用コンピュータの整備に係る地方交付税措置」を有効に活用してコンピュータシステムを整備し、他校の学校図書館や公立図書館などとオンライン化することにより、地域全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える蔵書の整備が可能となります。

- 他校の学校図書館や公立図書館などと連携して、蔵書の共同利用や各種資料の検索などができるよう、蔵書情報のデータベース化、他校の学校図書館等とのネットワーク接続を図ることにより、学校を越えた相互利用の促進・普及等を促します。
- 県立高等学校においても、図書館管理システムを導入し、コンピュータを活用して蔵書管理や貸し出し等を効率的に行うとともに、他校の学校図書館、公立図書館との連携を促進します。

② 人的環境の整備・充実

ア 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うものであることから、本県では、12学級以上のすべての公立小中学校、県立学校に配置しています。引き続き、学校図書館の一層の充実に資するよう司書教諭の養成に努めることが大切です。

- 大学等が開設している学校図書館司書教諭講習への受講を呼びかけ、司書教諭の資格を有する教員の養成に努めるとともに、司書教諭等が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促します。
- 司書教諭の職務内容についての指導資料を活用し、司書教諭の役割等について理解や資質の向上を図ります。

イ 学校図書館に携わる学校司書等の活用の促進

市町が雇用する学校図書館のさまざまな諸事務を行う担当職員、いわゆる「学校司書」は、司書教諭と連携・協力して、読書指導や環境整備などに当たっています。

- 学校での読書活動をさらに充実するため、市町における、学校図書館のさまざまな諸事務を行う担当職員、いわゆる「学校司書」の取組例を紹介するなどして、学校司書等の活用を広めていくよう促します。

ウ 外部人材による学校図書館活動の支援

児童生徒が読書に親しむ活動を推進していくためには、多様な経験を有する地域の人々やボランティアの協力を得ていくことにより、児童生徒が読書に親しむ活動を促進していくことができます。

- 読み聞かせやブックトーク活動、学校図書館に関する広報活動、図書のデータベース化などの活動について、保護者や地域のボランティア等の人材を活用する

ように促します。

エ 教職員研修の充実と支援体制の確立

学校教育において、各教科等を通じて学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくためには、司書教諭のみならず、すべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進していくことが重要です。

- 各学校における校内研修や研究会などを通じた教職員間の連携や理解を促します。
- 学校図書館司書教諭等研修会を開催して、学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策について、先進的な取組に関する情報交換や研究協議などを行うことにより、司書教諭をはじめとする学校関係者の意識の高揚を図ります。

《努力目標》

◎「一斉の読書活動」を週1回以上実施している学校の割合

小学校	平成24年度：99%	→	平成27年度：100%
中学校	平成24年度：75%	→	平成27年度：100%
特別支援学校	平成24年度：89%	→	平成27年度：100%

◎「学校図書館図書標準」を達成している学校の割合

小学校	平成24年度：81%	→	平成27年度：85%
中学校	平成24年度：64%	→	平成27年度：70%

4 家庭、地域、学校等の連携・協力の推進

(1) 家庭、地域、学校相互の連携・協力の推進

【現状と課題】

子どもの自主的な読書活動を推進するために、家庭、地域、学校がそれぞれ担うべき役割を果たす一方で、ボランティア団体の図書館や学校等での読み聞かせ活動、子育て支援に携わる機関と図書館やボランティア団体が共同ですすめるブックスタート活動など、読書活動推進に関係する多くの団体・機関が互いに連携・協力した取組が行われています。

日常の生活の中で、子どもにとって読書がごく自然な活動として定着するために、家庭、地域、学校がそれぞれの枠を越えて、これまで以上に連携し協力した取組を継続的に推進していくことが必要です。

【具体的な取組】

家庭、地域、学校のそれぞれが担うべき役割を果たすことを基本としながら、さらに効果的なものとなるよう連携・協力を推進します。

- 「学校図書館だより」等で、学校等での読書活動の紹介や家庭での読書の効用、推薦図書等の情報を家庭に積極的に提供するよう促します。
- 保護者や地域のボランティア等の協力を得ながら、学校図書館での活動や環境が充実するよう促します。
- 学校図書館について、地域の実情に応じて、学校の教育活動に支障のない範囲で地域開放に取り組みます。
- 県立図書館では、保育所、幼稚園、小学校や子どもの読書活動を支援するボランティア団体等を対象に「児童資料団体貸出」を行い、読書活動を推進する団体を支援します。
- 県立図書館では、小学校と特別支援学校を対象とした「学校支援文庫」の貸し出しを行い、学校における子どもの読書活動や学習活動を支援します。
- 県立図書館では、学校からの職場体験や遠足等での見学の機会を捉え、子どもに読書の楽しさを伝えるとともに、図書館について興味・関心を高めるよう努めます。
- 県内の学校やボランティア団体などからの求めに応じ、県立図書館の司書が読み聞かせやストーリーテリング等のスキルアップを支援します。
- 県立図書館では、県内の図書館で活動する読み聞かせボランティア団体の活動状況を把握し、おはなし会の開催や読み聞かせの実技指導などを希望する学校などに情報提供します。
- 市町立図書館においても、図書館をはじめ地域で活動しているボランティア団体の活動状況を把握し、おはなし会の開催を希望する学校や福祉施設、団体や企業などに情報提供するよう促します。
- 乳幼児の定期健診の場を活用したブックスタート活動など、図書館と様々な機関・団体との連携・協力による読書活動の推進事例を積極的に収集し、情報提供することにより、その取組を促します。
- 啓発イベントの開催等において、学校、ボランティア、図書館等の連携・協力による取組が推進されるよう促します。

(2) 図書館間の連携・協力の推進

【現状と課題】

すべての公立図書館においてコンピュータシステムが導入され、図書館間の横断検索によって蔵書の有効活用がすすんでいます。子どもの多様な読書の要望に 대응していくため、県立図書館と市町立図書館、地域の公立図書館と学校図書館などがこれまで以上に協力・連携をしていく必要があります。

【具体的な取組】

- 県立図書館は、市町立図書館や図書館のない町の公民館等で県立図書館の本を借りたり返したりできる協力貸出サービスを実施するとともに、市町立図書館等の資料では十分な調査が困難なレファレンスの回答を行うなど、市町立図書館との連携・協力を努めます。
- 県立図書館は、市町立図書館に図書館サービスに関する助言を行うほか、職員の研修の機会を提供します。
- 学校図書館と市町立図書館が連携し、蔵書等の共同利用の促進を働きかけます。
- 国立国会図書館「国際子ども図書館」は、児童図書と関連資料を収集・保存し、全国の公立図書館や学校図書館に対する支援を行うこととしているため、公立図書館・学校図書館においても、「国際子ども図書館」との連携・協力を促します。

《努力目標》

◎読書ボランティア等の協力を得て読書活動をしている学校の割合

小 学 校 平成24年度：86% ⇨ 平成27年度：90%

5 啓発・広報の推進

(1) 「子ども読書の日」を中心とした啓発活動の推進

【現状と課題】

「子ども読書の日」(4月23日)を中心に、県立図書館において読書まつりを開催し、広く子どもの読書活動に関する理解と関心を高めています。市町においても、図書館を中心に、おはなし会や本の展示会など子ども読書関連行事が実施されています。

今後も、県内各地で、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するとともに、「子ども読書の日」と「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)を県民に広くPRし、子どもの読書活動に対する理解と協力を得ていく必要があります。

【具体的な取組】

① こどもの読書週間イベントの開催

「子ども読書の日」(4月23日)の趣旨に基づき、4月23日～5月12日の「こどもの読書週間」を中心に、市町、学校及びボランティア団体等と連携した全県的な読書啓発イベントを開催します。

- 子どもの読書活動の意義や重要性について、県民の間に広く理解と関心を深め、子どもの読書活動の普及・啓発を図るため、県立図書館を中心にボランティアなどと連携・協力しながら、子どもが読書に親しむことを目的としたイベントを開催します。
- 県と市町が連携して、公立図書館を中心に、読み聞かせ、おはなし会、絵本の展示会、読書相談など、子どもやその保護者が読書活動を楽しむことができるイベントを県内全域で実施します。
- こどもの読書週間を「23が60読書運動」の強調週間として位置づけ、子どもがいる家庭において、毎週、家族でいっしょに2～3回、合計60分以上を目標に読書活動に取り組むよう呼びかけます。
- 子どもの読書活動に関するアンケート調査を実施し、その結果を公表することにより、県民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解が深まっていくよう努めます。

② 啓発・広報の推進

- こどもの読書週間に実施する県、市町のイベントを紹介した「こどもの読書週間イベント」のチラシを配付するとともに、インターネットにより、広く県民に広報します。
- 国が作成するポスター・リーフレットや、県の広報誌・新聞・ラジオ等各種媒体を活用して、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間イベント」の紹介を積極的に行い、全県的な啓発・広報を推進します。

(2) 優れた取組の奨励

【現状と課題】

国、県の表彰制度により、子どもの読書活動の推進に関して優れた取組を行っている学校、図書館、民間団体及び個人、家庭を表彰し、県民に紹介することにより、子どもの読書活動についての関心と理解を深めています。

今後も、これらの取組だけでなく、ホームページなどの広報媒体を通じて、子どもの読書活動推進の優れた実践事例を広く紹介し、奨励していく必要があります。

【具体的な取組】

① 国、県等の表彰制度による奨励

子どもが読書に興味をもつような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において、特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人、家庭に対し表彰を行うことにより、その取組を奨励します。

② 家庭における取組の奨励

「^{にさん}23が^{ろくまる}60読書運動」における取組など、家庭での読書活動の取組を募集し、子どもが読書に積極的に親しむよう創意工夫した特色ある取組を広く県民に紹介するなどして奨励します。

(3) 各種媒体による広報活動の推進

【現状と課題】

子どもの読書活動の意義や重要性についての理解を促すために、「子どもの読書活動推進ホームページ」や広報誌等を通じて、子どもの読書に係る様々な取組の情報を提供しています。

今後も引き続き、各種広報媒体を活用して、読書活動の推進に関する情報や啓発資料等を提供する必要があります。

【具体的な取組】

① ホームページを活用した広報活動の推進

- 県教育委員会や県立図書館のホームページを活用し、県内の図書館・ボランティア等の紹介、催し物の案内など各種情報の提供に努めます。
- 家庭等で読み聞かせを行う際、絵本を選ぶ参考にしてもらうために、読み聞かせに適した絵本の紹介を掲載します。
- 読書関係のホームページを未設置の市町には、その開設に努めるよう呼びかけます。

② あらゆる機会を通じた広報活動の推進

- 県教育委員会が発行する広報紙「さぬき教育ネット」などを通じて、学校や地域の優れた実践事例等を紹介して、子どもの読書活動の重要性や教育的意味についての理解を促します。
- 学校から家庭へ配布する学校図書館だより、学級通信等を活用して、子どもの読書活動の意義や親子読書の促進について啓発するよう呼びかけます。

- 県立図書館が発行する子ども向け広報誌を通じて、子ども読書活動に関する各種情報を提供します。

第4章 推進施策の効果的な実施に必要な事項

1 推進体制

(1) 県の推進体制

学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる「香川県子ども読書活動推進会議」を定期的開催し、連携・協力のあり方についての検討や関係者間の情報交換等を行い、その成果を生かしながら施策の効果的な推進が図られるよう努めます。

また、庁内部局関係課相互の密接な連携を図るとともに、市町、関係機関、民間団体等との連携をさらに深め、施策を総合的、計画的に推進します。

(2) 市町との連携・協力体制の強化と推進計画策定の働きかけ

県と市町がそれぞれの役割を担いながら、相互の連携・協力体制の強化に努めます。

市町において、それぞれの地域の状況に応じて実施している様々な子どもの読書活動に関する情報を各市町に提供し、市町相互の連携・協力体制の整備が積極的に推進されるよう働きかけます。

また、県内市町の子ども読書活動推進計画の策定状況は、平成24年3月末現在、17市町中9市町が策定済みですが、計画未策定の市町に対して、各市町の実情を踏まえながら、各地域の特性を生かした子ども読書活動を推進する計画づくりを策定するよう働きかけます。

(3) 民間団体との連携・協力の促進

「香川県子ども読書活動推進会議」において、民間団体間の連携・協力のあり方について検討し、その体制の整備の推進を支援します。

民間団体が主体性を持ちつつ、それぞれの団体の活動内容が充実するよう、相互に連携・協力を図るよう努めます。

2 推進計画の進行管理

この推進計画の効果的な実現を図るため、施策の実施状況や努力目標の達成状況を検証し、「香川県子ども読書活動推進会議」に報告して検討・評価をいただき、その内容を踏まえて必要な見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。

3 財政上の措置

この推進計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

参 考 資 料

1. 子どもの読書活動に関するアンケート調査の結果
2. 学校における読書活動の現状
3. 子どもの読書活動の推進に関する法律
4. 文字・活字文化振興法
5. 香川県子ども読書活動推進会議設置要綱・名簿
6. 県内公共図書館等一覧

子どもの読書活動に関するアンケート調査の結果(平成 24 年度)

幼児（3～5歳）、小学生では、読書冊数、読書頻度ともに、調査開始の平成15年度と比べると、順調な伸びを示しており、読書習慣が着実に定着していることがうかがえる。

一方、中学生、高校生と学年が上がるほど読書量が減少し、本を読まない割合が高くなるという状況は依然続いており、中学・高校生の読書習慣はまだ定着していない。

1 調査の目的

子どもをとりまく読書環境の現状や、「香川県子ども読書活動推進計画」における努力目標の達成状況を把握し、今後の方策に生かすために実態調査を行った。

2 調査方法

(1) 調査対象

原則として、初回調査（平成15年度）で対象とした保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の幼児・児童生徒

【初回調査（平成15年度）の対象校等の抽出方法】

- ・地域、児童生徒数、学科等のバランスを考慮して、学校等が無作為に抽出
- ・抽出された学校等では、各学年ごとに1ないし2学級を無作為に抽出

(2) 調査人数

2,767人

－内訳－

幼 児（3～5歳）	500人（5保育所、6幼稚園）
小学生（1～3年生）	622人（8校）
小学生（4～6年生）	621人（8校）
中学生	578人（7校）
高校生	446人（5校）

(3) 調査時期

原則として平成24年6月1日（金）～7日（木）

(4) 実施方法

- ①幼児（3～5歳）及び小学生（1～3年生）は保育所等から調査用紙を家庭に持ち帰り、保護者が回答した。
- ②小学生（4～6年生）、中学生、高校生は、調査対象となった学級ごとに担任が立ち会って一斉に実施した。

1. 本を読むことが好きな幼児・児童・生徒の割合

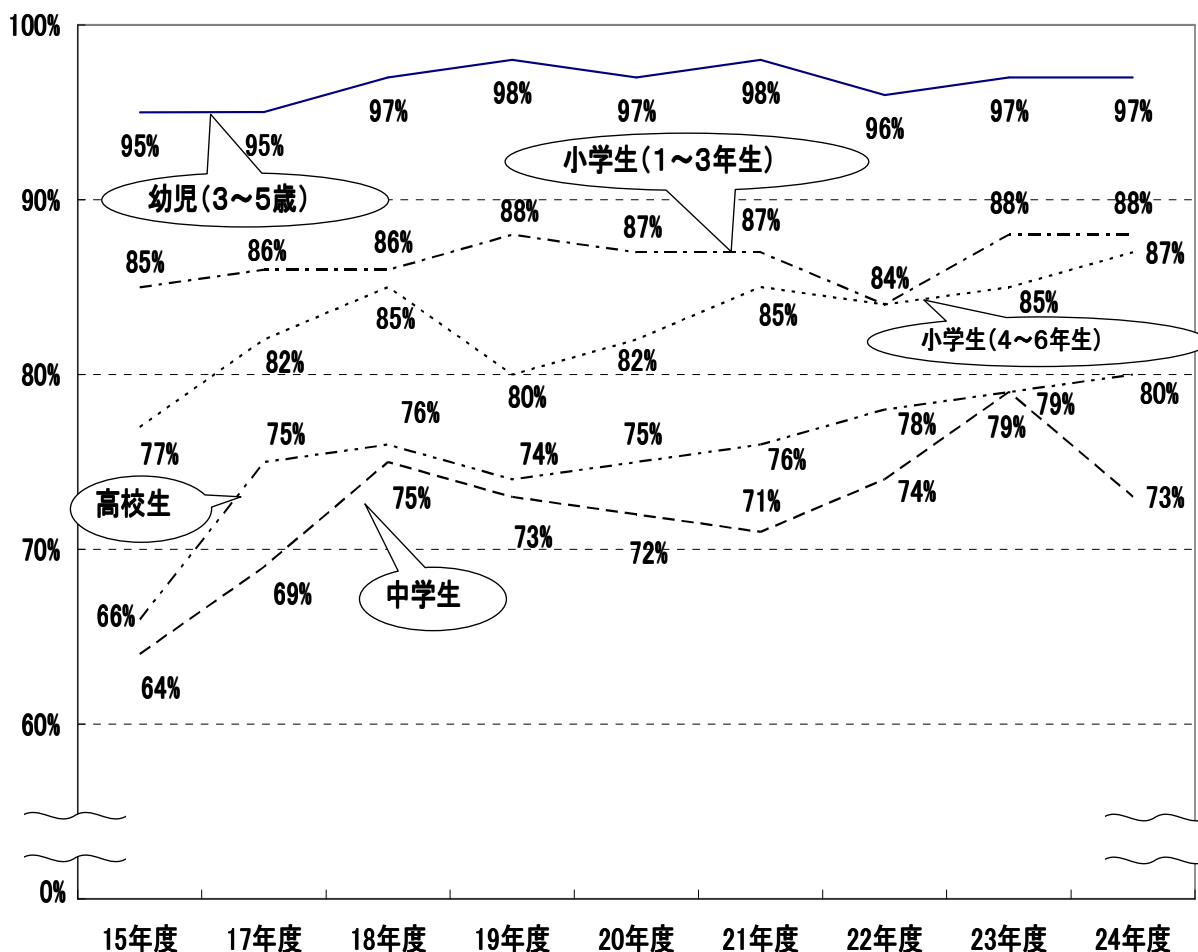
幼児と小学生(1～3年生)では、それぞれ 97%、88%と前年度から横ばいで推移しているが、依然として高い割合を保っている。また、小学生(4～6年生)は 87%(前年度比2ポイント増)、高校生 80%(同 1ポイント増)となっているが、中学生は 73%と、(同6ポイント減)と大きく落ち込んでいる。

平成 15 年度と比べると、小学生(4～6年生)10ポイント増、高校生14ポイント増と、全体としては本を読むことが好きな子どもの割合は増加している。

(問) あなた(あなたのお子さん)は、本を読むことが好きですか。(読み聞かせを含む)

本を読むことが好き・どちらかといえば好きな子どもの割合(読み聞かせ含む)
平成24年度 (%)

	幼児(3～5歳)	小学生(1～3年生)	小学生(4～6年生)	中学生	高校生
好き	65	50	48	37	44
どちらかといえば好き	32	38	39	36	36
計	97	88	87	73	80

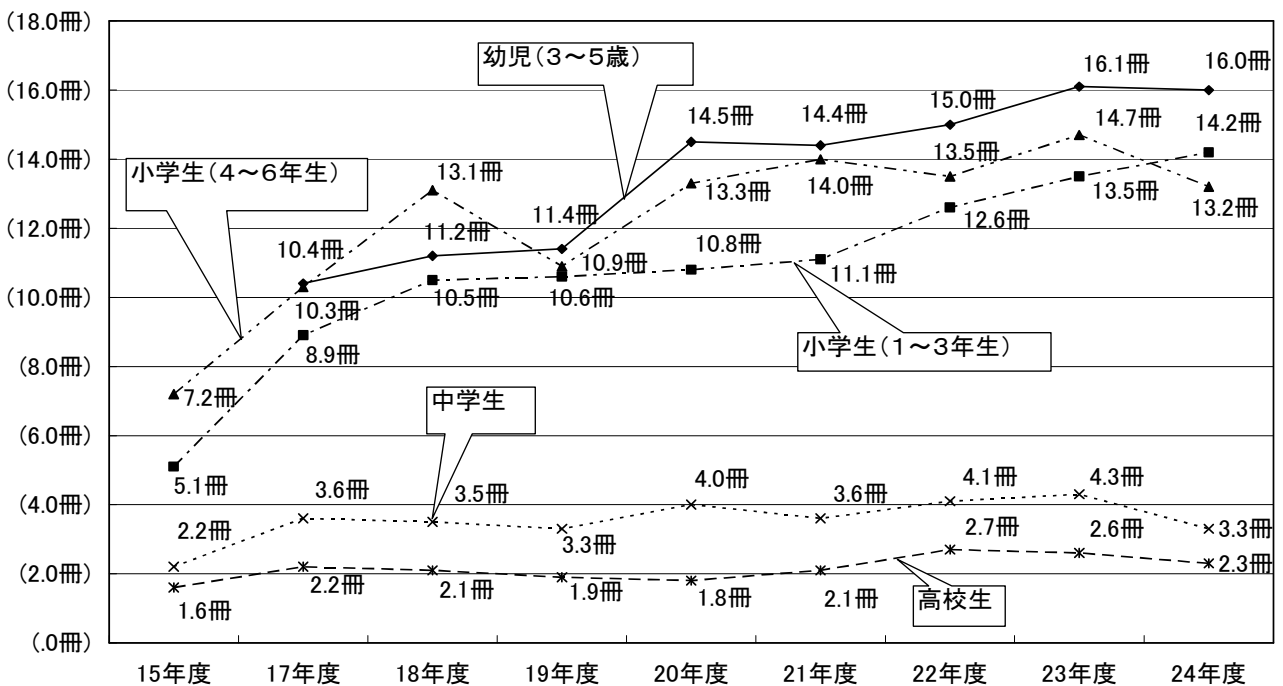


2. 5月の1ヶ月間に読んだ本の冊数

今年度の「5月1ヶ月間に読んだ本の平均冊数」は、幼児が0.1冊減の16.0冊、小学校(1～3年生)0.7冊増の14.2冊、小学生(4～6年生)1.5冊減の13.2冊、中学が1.0冊減の3.3冊、高校生も0.3冊減の2.3冊となり、特に小学生(4～6年生)で減少が目立った。また、「1ヶ月に1冊も読まなかった割合」は高校生で6ポイント増の36%、中学生が9ポイント増の30%となっている。

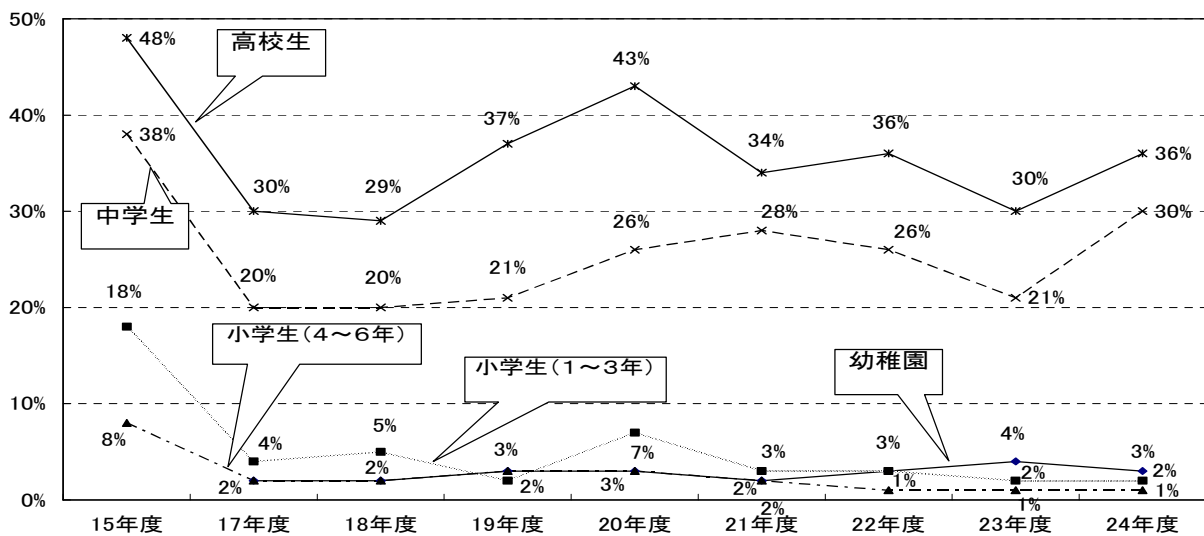
(問) あなた(あなたのお子さん)は、平成24年5月の1ヶ月間に、何冊くらい本を読みましたか。〈読み聞かせを含む〉

1ヶ月に読んだ本の冊数



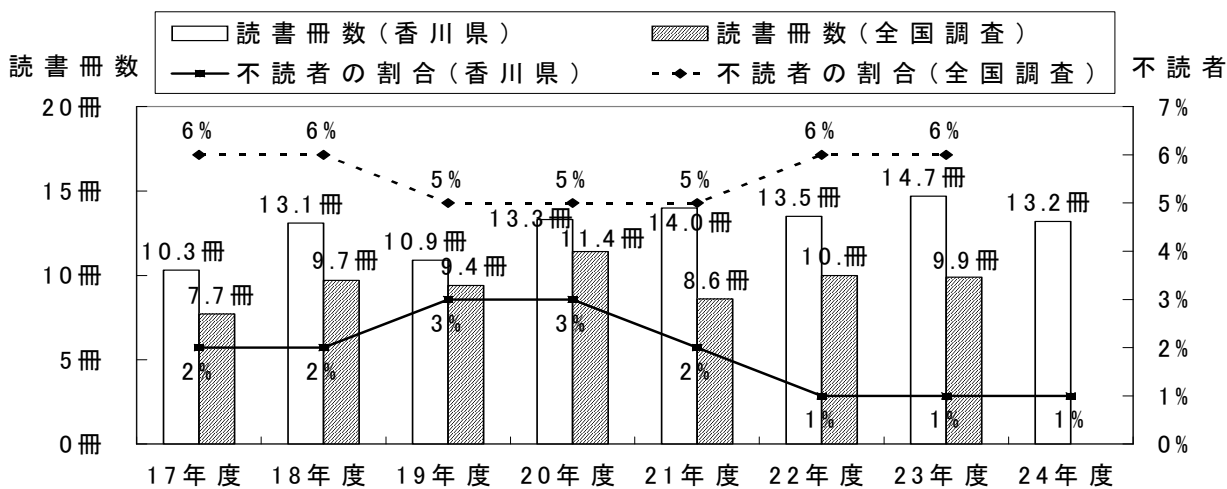
※15年度調査は、読み聞かせを含んでいないため、幼児のデータはない。

1ヶ月に1冊も読まなかった子どもの割合

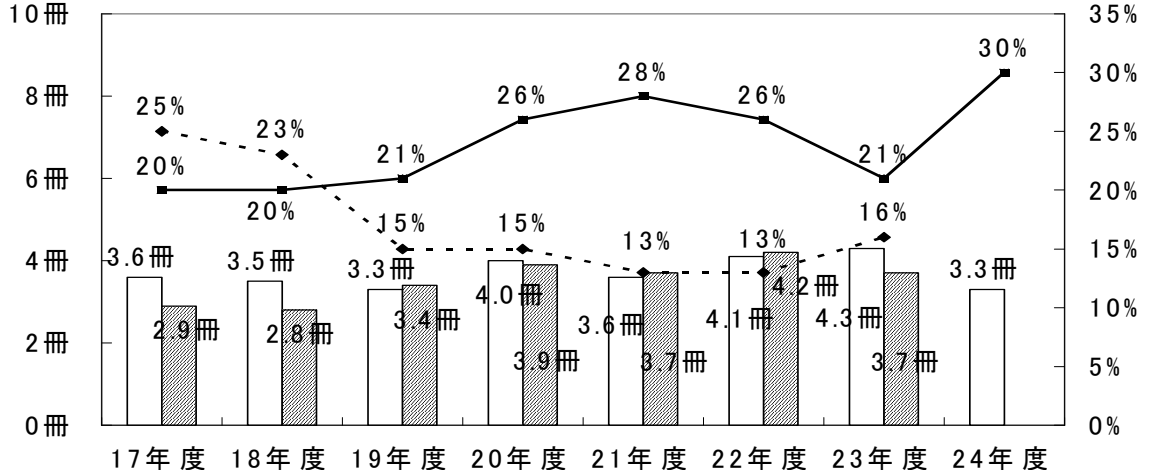


(参考) 全国調査との比較：「5月1ヶ月間に読んだ本の平均冊数」と「不読者の割合」

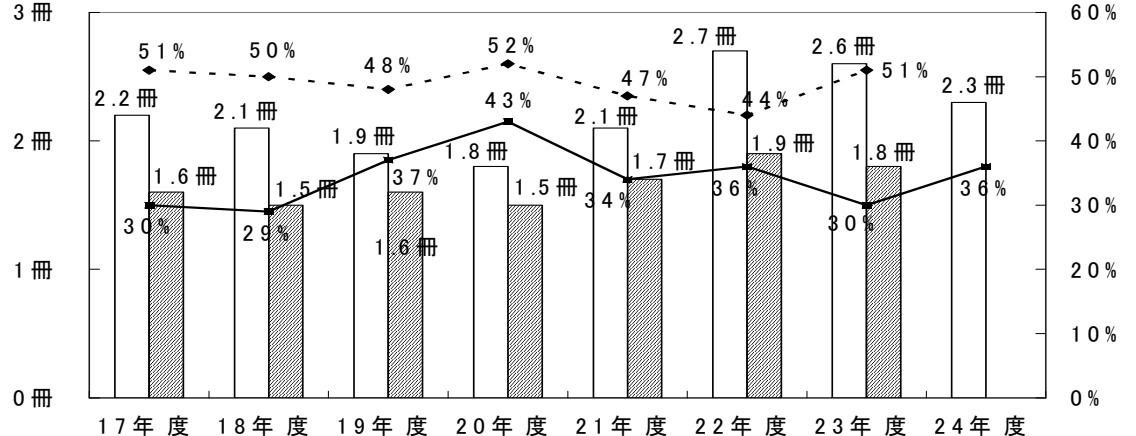
小学生(4～6年生)



中学生
読書冊数



高校生
読書冊数



3. 家庭での読書頻度

家で週1回以上本を読んでいる割合は、幼児では昨年度から1ポイント増加し87%、小学生は、1～3年生が昨年度比3ポイント増の87%、4～6年生は74%と昨年度から横ばいで推移している。

昨年度回復傾向であった中学・高校生は中学生が41%（昨年度比4ポイント減）、高校生が32%（同2ポイント減）となっている。

(問) あなた（あなたのお子さん）は、家でどのくらいの頻度で本を読んでいますか。

〈読み聞かせを含む〉

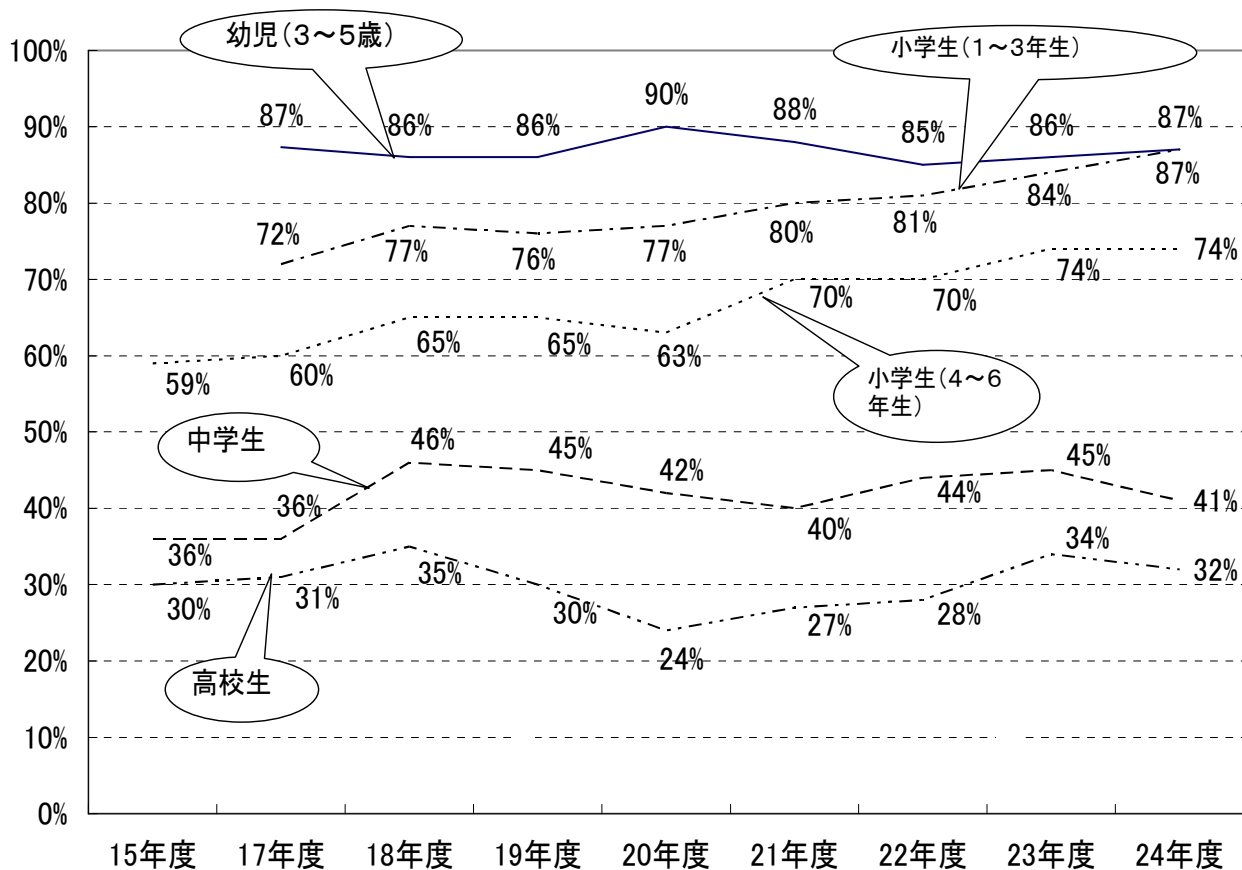
※15年度は、幼児及び小学生（1～3年生）について、調査をしていない。

家で週1回以上本を読んでいる子どもの割合（読み聞かせ含む）

平成24年度

(%)

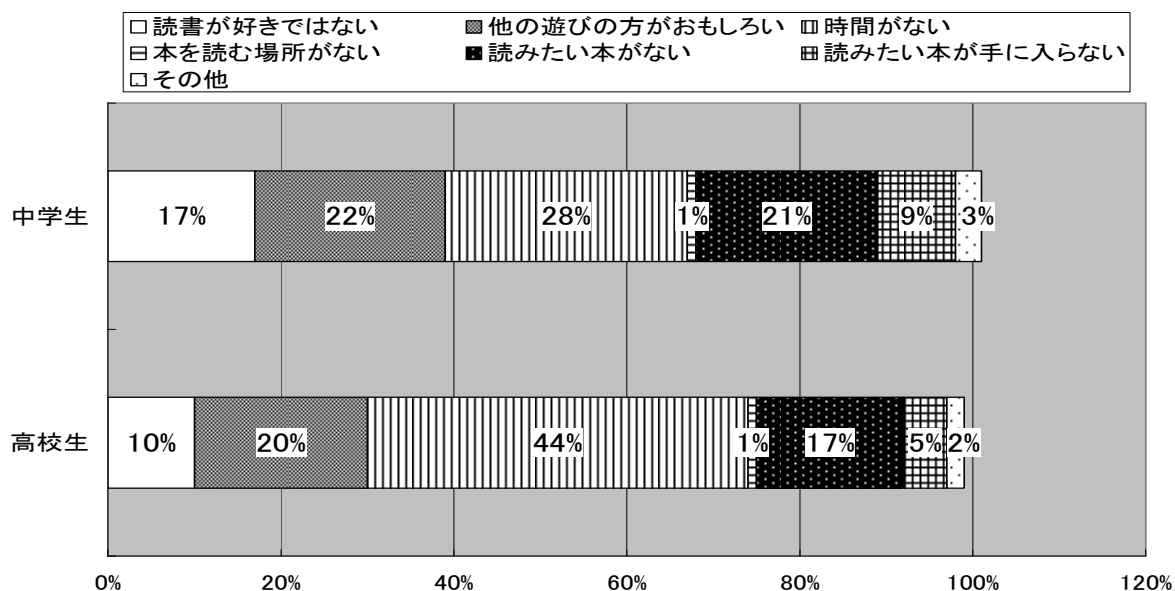
	幼児(3～5歳)	小学生(1～3年生)	小学生(4～6年生)	中学生	高校生
ほぼ毎日読んでいる	26	22	22	8	6
週に3回以上読んでいる	33	29	29	14	11
週に1回くらい読んでいる	28	36	23	19	15
計	87	87	74	41	32



3-2. 中学・高校生が、読書に取り組まない理由

設問3で読書頻度が週1回より少ない、あるいはほとんど読んでいないと回答した中学・高校生を対象に、その理由について調査を行った。その結果、「時間がない」ためとする回答が、中学生では28%、高校生では44%と最も多くなっている。

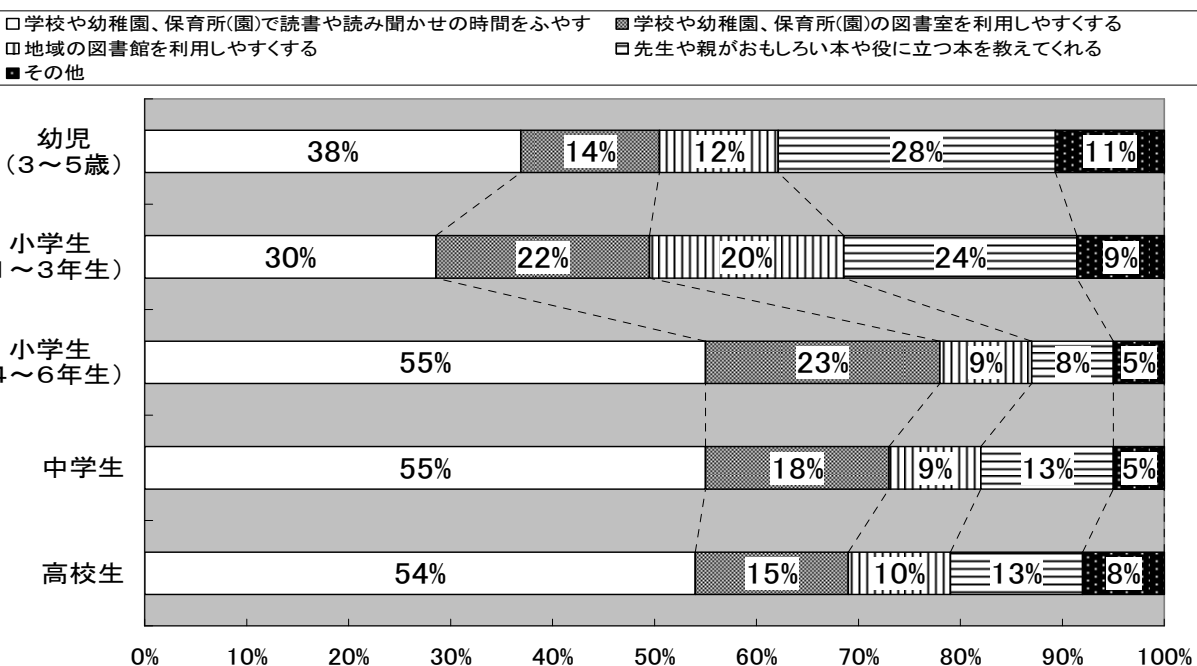
(問) 本をあまりたくさん読まないのはなぜですか。(複数回答)



4. 読書活動を推進するには、どうすればいいのか

全年代を通じて、「学校や幼稚園、保育所(園)で読書の時間を増やす」という回答が最も多かった。小学(4~6年生)以上の回答では、5割を超える結果となっている。

(問) どうすれば、子どもがもっと本を読むようになると思いますか。



学校における読書活動の現状

1. 全校一斉の読書活動を週1回以上実施している学校の割合は、20年度と比較して22年度では、小学校と特別支援学校において全国平均を上回っていますが、中学校では下回っています。

表1 全校一斉の読書活動を週1回以上実施している学校の割合 単位：%

区 分	小学校		中学校		特別支援学校	
	県内	全国	県内	全国	県内	全国
平成20年度調査	94.7	88.4	73.7	75.7	83.3	10.9
平成22年度調査	95.6	88.5	71.6	77.3	91.7	8.8
増 減	0.9	0.1	△2.1	1.6	8.4	△2.1

＜文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から＞

表2 全校一斉の読書活動の実施頻度別学校の割合 単位：%

区 分	小学校		中学校		特別支援学校	
	県内	全国	県内	全国	県内	全国
毎日実施	11.7	16.8	29.7	58.3	16.7	14.9
週に数回程度	35.6	43.3	33.8	17.0	20.8	10.5
週に1回	48.3	28.4	8.1	2.0	54.2	17.6
月に数回程度	4.4	3.0	4.1	2.6	4.2	12.9
その他	0.0	4.6	2.7	7.5	4.2	44.1

＜H22 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から＞

2. 保護者や地域ボランティアを活用している学校の割合は、小学校、中学校で増加しており、小学校、公立高等学校、特別支援学校では、全国平均を上回っています。

表3 保護者や地域ボランティアを活用している学校の割合 単位：%

区 分	小学校		中学校		公立高等学校		特別支援学校	
	県内	全国	県内	全国	県内	全国	県内	全国
平成20年度調査	77.5	75.5	17.1	20.4	8.6	2.5	33.3	26.6
平成22年度調査	79.4	78.7	23.0	24.1	6.3	2.7	33.3	22.9
増 減	1.9	3.2	5.9	3.7	△2.3	0.2	0	△3.7

＜文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から＞

3. 公共図書館と連携している学校の割合は、小学校と公立高等学校において増加しています。

連携の内容は図書館資料の学校への貸出しが大部分を占めています。

表4 公共図書館との連携を実施している学校の割合 単位：%

区 分	小学校		中学校		公立高等学校		特別支援学校	
	県内	全国	県内	全国	県内	全国	県内	全国
平成20年度調査	71.1	68.6	36.8	36.4	28.6	33.8	25.0	32.5
平成22年度調査	72.8	73.8	36.5	45.4	31.3	44.5	25.0	28.8
増 減	1.7	5.2	△0.3	9.0	2.7	10.7	0	△3.7

＜文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から＞

4. 蔵書冊数が学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、小・中学校ともに全国平均を大きく上回っており、計画的な蔵書の整備が進められています。

表5 *1学校図書館図書標準を達成している学校の割合

単位：%

区 分	小学校		中学校	
	県内	全国	県内	全国
平成20年度調査	61.7	45.2	69.3	39.4
平成22年度調査	68.2	50.6	68.9	42.7
増 減	6.5	5.4	△0.4	3.3

*1学校図書館図書標準は、平成5年に公立の義務教育諸学校において学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの。

＜文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から＞

5. 蔵書のデータベース化は、全校種ともに6割以上の学校で行われており、小・中・特別支援学校においては全国平均を上回っています。

表6 蔵書のデータベース化を行っている学校の割合 単位：%

区 分	小学校		中学校		公立高等学校		特別支援学校	
	県内	全国	県内	全国	県内	全国	県内	全国
平成20年度調査	57.2	44.5	64.1	44.7	71.4	77.9	79.2	42.4
平成22年度調査	63.9	51.2	60.8	50.7	62.5	84.3	87.5	41.5
増 減	6.7	6.7	△3.3	6.0	△8.9	6.4	8.3	△0.9

＜文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から＞

子どもの読書活動の推進に関する法律
(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「衆議院文部科学委員会における附帯決議」

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法
(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

香川県子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 香川県子ども読書活動推進計画(以下「県計画」という。)の総合的な推進に当たり、関係者の密接な連携の下、県計画における各種施策を効果的に実施するため、香川県子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 家庭、地域、学校等の連携・協力に関すること
- (2) 民間団体間の連携・協力に関すること
- (3) 子どもの読書活動についての普及・啓発に関すること
- (4) 県計画の進捗状況についての検討・評価に関すること
- (5) その他前各号に関連する事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) PTA関係者、ボランティア関係者、図書館関係者、保育所関係者、学校関係者、報道関係者、市町行政関係者、事業関係者
- (3) その他教育長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課に置く。

2 事務局長は、香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課長の職にある者をもって充てる。

3 事務局員は、別表に掲げる所属の職員のうち、所属長から推薦された者とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月21日から施行する。
- 2 推進会議設置当初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。
- 3 第5条第1項の規定にかかわらず、推進会議の最初の会議は、教育長が招集する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

所 属
総務学事課
県民活動・男女共同参画課
子育て支援課
義務教育課
高校教育課
特別支援教育課
生涯学習・文化財課
県立図書館

香川県子ども読書活動推進会議委員名簿

平成24年4月1日現在

No	氏名	役職名	備考
1	岩崎 富子	読書ボランティア「おはなし大好きT&K」 牟礼朗読ボランティア「アクセント」顧問	
2	小川 俊緒	香川県図書館協会理事 (坂出市立大橋記念図書館館長)	
3	金川 悟	香川県高等学校教育研究会図書館部会部会長 (香川県立高松桜井高等学校校長)	
4	杉村 和則	香川県町教育長会会長 (綾川町教育委員会教育長)	副会長
5	瀬川 理恵	一般社団法人香川経済同友会総務課長	
6	田中 吉資	香川大学名誉教授	会長
7	福家 親夫	香川県小学校教育研究会学校図書館部会部会長 (善通寺市立東部小学校校長)	
8	増田 順子	香川県保育士会会長 (こぶし今里保育園園長)	
9	松浦 一博	日本放送協会高松放送局放送部長	
10	三野八重子	香川県PTA連絡協議会副会長	
11	六車裕美子	香川県幼稚園教育研究会会長 (東かがわ市立引田幼稚園園長)	

(50音順)

県内公共図書館等一覧

(平成24年4月1日現在)

No.	名称 所在地	TEL FAX	創立年	開館時間	休館日 ※年末年始、整理日を除く
1	香川県立図書館 〒761-0393 高松市林町2217-19	087-868-0567 087-868-0607	明治38	火～金 9:00～19:00 土・日・祝 9:00～17:00	月曜日 (月曜が祝日の場合は最も近い休日でない日)
2	高松市中央図書館 〒760-0014 高松市昭和町一丁目-2-20	087-861-4501 087-837-9114	平成4	火～金 9:30～19:00 土・日・祝 9:30～17:00	月曜日(祝日の場合はその翌日) 毎月末(土・日・祝日を除く)
3	高松市松島図書館 〒760-0068 高松市松島町1-15-1	— —	—		休館中
4	高松市牟礼図書館 〒761-0121 高松市牟礼町牟礼130-2	087-845-4113 087-845-4113	昭和56	火～金 9:30～19:00 土・日・祝 9:30～17:00	月曜日(祝日の場合はその翌日) 毎月末(土・日・祝日を除く)
5	高松市香川図書館 〒761-1706 高松市香川町川東上1865-13	087-879-8970 087-879-8972	平成4	月～木 9:30～19:00 土・日・祝 9:30～17:00	金曜日(祝日の場合は翌月曜日) 毎月末(土・日・祝日を除く)
6	高松市国分寺図書館 〒769-0192 高松市国分寺町新居1298	087-874-6309 087-874-6309	平成4	火～金 9:30～19:00 土・日・祝 9:30～17:00	月曜日(祝日の場合はその翌日) 毎月末(土・日・祝日を除く)
7	丸亀市立中央図書館 〒763-0022 丸亀市浜町80-1	0877-22-3746 0877-22-3775	昭和25	月～金 10:00～18:00 土・日 10:00～17:00 (月曜日は第1、第3のみ開館)	月曜日(第1・第3を除く) 祝日・毎月末(土・日曜日を除く)
8	丸亀市立綾歌図書館 〒761-2405 丸亀市綾歌町栗熊西1638	0877-86-5915 0877-86-5045	平成17	月～金 9:30～18:00 土・日 9:30～17:00 (月曜日は第3、第5のみ開館)	月曜日(第3・第5を除く) 祝日・毎月末(土・日曜日を除く)
9	丸亀市立飯山図書館 〒762-0087 丸亀市飯山町西坂元547-1	0877-98-2666 0877-98-7721	昭和60	月～金 9:30～18:00 土・日 9:30～17:00 (月曜日は第2、第4のみ開館)	月曜日(第2・第4を除く) 祝日・毎月末(土・日曜日を除く)
10	坂出市立大橋記念図書館 〒762-0043 坂出市寿町一丁目3-10	0877-45-6677 0877-45-6678	大正11	火～金 9:00～18:00 土・日 9:00～17:00	月曜日(祝日の場合は最も近い休日でない日) 毎月末(土・日曜日の場合は金曜日)
11	善通寺市立図書館 〒765-0013 善通寺市文京町三丁目3-1	0877-63-5188 0877-63-5189	昭和24	月～金 9:00～18:00 土・日・祝 9:00～18:00	毎月末 (土日祝の場合は翌月の最初の平日)
12	観音寺市立中央図書館 〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1-1	0875-23-3960 0875-23-3961	昭和23	火～金 9:00～18:00 土・日・祝 9:00～17:00	月曜日
13	観音寺市立大野原図書館 〒769-1611 観音寺市大野原町1368-1	0875-54-5715 0875-54-2615	平成元	火～金 9:00～18:00 土・日 9:00～17:00	月曜日
14	観音寺市立豊浜図書館 〒769-1602 観音寺市豊浜町和田浜1531-1	0875-52-1206 0875-52-3109	昭和20	火～金 9:00～18:00 土・日 9:00～17:00	月曜日
15	東かがわ市とらまる図書館 〒769-2604 東かがわ市西村1155	0879-25-0696 0879-25-0900	平成4	火～日 9:00～17:00	月曜日(祝日の場合はその翌日) 毎月末
16	さぬき市志度図書館 〒769-2101 さぬき市志度561-1	087-814-2678 087-894-0121	平成15	火～日 10:00～18:00	月曜日、毎月末 祝日(月曜の場合はその翌日)
17	さぬき市寒川図書館 〒769-2321 さぬき市寒川町石田東甲329	0879-43-6930 0879-43-6930	平成3	火～日 10:00～18:00	月曜日、毎月末 祝日(月曜の場合はその翌日)
18	三豊市高瀬町図書館 〒767-0011 三豊市高瀬町下勝間2347-1	0875-72-5631 0875-72-5631	昭和45	火～日 9:30～18:00	月曜日 毎月末(土・日・月曜日の場合はその前日)
19	三豊市山本町図書館 〒768-0103 三豊市山本町財田西154	0875-63-1041 0875-63-1043	平成13	火～日 9:30～18:00	月曜日 毎月末(土・日・月曜日の場合はその前日)
20	三豊市三野町図書館 〒767-0032 三豊市三野町下高瀬569-2	0875-73-3121 0875-73-3120	昭和35	火～日 9:30～18:00	月曜日 毎月末(土・日・月曜日の場合はその前日)
21	三豊市豊中町図書館 〒769-1506 三豊市豊中町本山甲236	0875-62-6430 0875-62-6431	平成6	火～日 9:30～18:00	月曜日 毎月末(土・日・月曜日の場合はその前日)
22	三豊市詫間町図書館 〒769-1101 三豊市詫間町詫間1338-5	0875-83-6828 0875-83-6828	昭和59	火～日 9:30～18:00	月曜日 毎月末(土・日・月曜日の場合はその前日)
23	三豊市仁尾町図書館 〒769-1407 三豊市仁尾町仁尾丁296-1	0875-56-9565 0875-56-9507	平成16	火～日 9:30～18:00	月曜日 毎月末(土・日・月曜日の場合はその前日)
24	小豆島町立図書館 〒761-4411 小豆郡小豆島町安田甲24-1	0879-82-0291 0879-82-0298	昭和38	火～日 10:00～18:00	月曜日(祝日の場合は翌日も休館) 毎月末(土・日・祝日を除く)、祝日
25	土庄町立中央図書館 〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲1400-1	0879-62-0273 0879-62-2922	昭和30	火・木～日 9:00～18:00 水 9:00～19:00	月曜日(祝日の場合は翌日も休館) 毎月末、祝日
26	三木町文化交際プラザ 〒761-0703 木田郡三木町大字鹿伏360	087-898-9222 087-898-9666	平成8	火～日 10:00～18:00	月曜日(祝日の場合は最も近い休日でない日) 毎月末
27	綾川町立図書館 〒761-2305 綾歌郡綾川町滝宮318	087-876-6100 087-876-6101	平成24	火～日 9:00～18:00	月曜日 第4木曜日
28	綾川町立綾上図書館 〒761-2204 綾歌郡綾川町山田下2224	087-878-2251 087-878-2307	平成18	火～日 9:00～17:00	月曜日 第4木曜日
29	ライブラリーうたづ 〒769-0206 綾歌郡宇多津町浜六番丁88	0877-49-8025 0877-56-7282	平成10	火～日 9:30～18:00	月曜日(祝日の場合はその翌日) 毎月末(土・日・月の場合は最終金曜日)
30	多度津町立明徳会図書館 〒764-0011 仲多度郡多度津町栄町3-1-56	0877-32-3246 0877-32-5132	大正4	火～日 9:00～17:00	月曜日、毎月末 祝日(月曜の場合はその翌日)
31	金刀比羅宮図書館 〒766-8501 仲多度郡琴平町892	0877-75-2121 0877-75-2125	大正11	毎月1・10・26日 午後のみ開館	左記以外